



未来バンク事業組合 ニュース

発行：未来バンク事業組合事務局：http://www.geocities.jp/mirai_bank/ No.92 2017年9月

病気の朝

未来バンク事業組合 理事長 田中 優

8月16日、朝早く起きたぼくは、子どもが起きる前に一仕事しようとパソコンに向かった。それまで特に不調だったわけではない。強いて言えば前日、地域で育てた無農薬の小麦を石臼で挽いたうどんを食べたとき、それほど美味しいという感動を受けなかったことぐらいだ。

パソコンの画面を見ているとき、突然にそれは襲ってきた。滅茶苦茶な眩暈だった。見ているものが突然、左に回転し始めて止まらなくなった。座っていることすらできずにそのまま床に倒れ込んだ。それでも強い回転の渦に吞まれ、すさまじい吐き気に襲われた。

吐き気はものすごくあるのに、起きたばかりの胃の中には吐き出すものがなかった。吐き気で気持ち悪いのだが、音は聞こえるし力も入る。窓ガラスを体に引き寄せるようにしてガラスの外に顔を出した。咄嗟に吐き出す。酸っぱい臭いがあるので昨日食べた胃液の残りだろう。

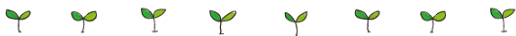
しばらくそうしていると、妻が降りて来てくれた。子は降りてきてぼくの姿を見ると、何も言わずにただ大粒の涙を流していた。意識に障害はない。しかし目を開けていられない。ぐるぐる回って吐き気がひどくなるからだ。

自分で分析してみた。5年前に脳間出血したことがある。そのときと比較しても脳に損傷があるようには思えなかった。音も聞こえるししびれる箇所もない。脳の出血ではないと思った。妻が「救急車を呼びましょう」と言ってくれた。このまま改善を待つのも良いが、前回の出血があるから単なる受診では納得してもらえないだろう。

いくつか病院名を言ってくれる。「・・・脳神経外科病院」、そこでなければ再度受診せざるを得なくなる。そこで「その病院に相談してみてくれ」と答える。受診可能との返事を聞き、「救急車を呼んでくれ」とお願いした。目すら開けられないのだから、それ以外に受診の方法がないからだ。



そしてこのままストレッチャーに乗せられて運ばれるのだろうからと、吐き続けながらも窓の外にあるウッドデッキの上に横になった。しばらくすると救急車のサイレンが聞こえた。しかし目は開けられないままだ。ストレッチャーに乗せられて空き地に置いた救急車に乗せられた。



救急隊員が病院に受け入れを確認した後に発車。救急車の中で検査のために、日時や生年月日、住所などを聞かれる。すらすらと答えられるのだが、吐き気の症状は変わらない。病院に着いてストレッチャーで揺れながら運ばれる。想定していた通り、CTスキャンやMRI検査が始まる。目の状態を見るために、強制的にランプで目を検査される。それだけのことで吐き気がして少し吐いた。

検査が終わると予想通り、命に危険のある病気ではないと言われた。そうになると脳本体の問題ではないのだから、三半規管あたりの問題だろう。若い二人の脳外科医は緊張が解けたように「どうしようか」と言った。

要は脳出血などではないのだから、緊急の処置が必要ないのだ。しかしぼくの側は相変わらずひどい吐き気で、動くことどころか目を開けることもではない。そして病室に運ばれることになった。



病室に入ると点滴された。その中には眩暈の防止の薬が入っているそうだ。その日も翌日も何も食べられなかった。吐

き気がひどいのに、食べても仕方ない。妻に土曜日から予定していたツアーに出かけられなくなったと友人に連絡してもらおうようお願いした。自分ではスマホの画面すら見られないのだから。

翌日昼には退院した。ここは脳外科の専門医で、そうした人たちが運び込まれてくる。ぼくのような緊急度のない患者がいても邪魔になるだけだ。それは実際、検査直後から興味を急速に失った脳外科医の姿からも見て取れる。しかし吐き気は続いている。結局、車椅子で車まで運んでもらって妻の運転する車で自宅に帰る。

病名は「前庭神経炎」だった。原因は未だにはっきりしていない病気で、風邪のウィルスなどが三半規管の「前庭」に入って炎症を起こしているらしい。驚くのはその突発性だ。何の前触れもなく突然に世界が回転しだすのだ。



病院内よりは自宅の方がずっといい。有害化学物質フリーだから、自宅は吐き気を催させるものがない。しかし鋭敏になっているせいか、子どもの小麦粘土が臭い。ベネッセの「しまじろうの玩具」が臭い。『普通の家だったら吐き気で死ぬな』と思う。

翌日にはふらつきながらも目が開けられるようになった。立って歩けるようになった。目が開けられるようになると早速スマホで調べてみた。「前庭神経炎」は突然に発症するが予後は良い。一週間程度で眩暈は取れることが多いと書いてある。

5日ほどして、パソコンも見られるようになった。行くはずだったツアーの沢登りの様子の写真を見る。みんな無事に登ってきたようだ。自分が行けなかったことが悔しい。



歳をとったせいか、病気が身近なことになってしまった。それでも今まで通り原稿を書き始めた。「あとどれくらい生きられるのだろうか」という思いが頭を掠める。今進めていることぐらひはきちんと本にしておきたいと思う。もっとぜいたくを言うと山に登りたい、海に泳ぎに行きたい、沢登りにいきたい。それはき

っと自分の摂生次第なのだろう。

もっと生きないといけない。もっと食欲に実験してみたい。そして地域活性のための新たな方法を考えたので、実現してみたい。経済の回転の仕方が変われば、地域に暮らすことが楽しくできて安心して地域で暮らせるようになる。そうすれば、「西暦 3000 年にはこの国の人口が数千人になって地方は無人の荒野になる」という、馬鹿げた予測も覆せるのだ。このことは発行している有料メルマガの 2017.8.30 日号にも書いた。

もっとしたいことがある。人生はなんと短いものなのだろうと思う。まだ死ぬ時期がわかったわけではないのだが。



究極の資金調達 I C O

木村瑞穂

究極の資金調達 I C O (Initial Coin Offering) が登場した。

企業の資金調達には、銀行借入れ、社債発行、株式発行など、従来から様々な手法が存在したが、I C O は究極の資金調達ともいうべきものだ。

ここで「究極」としているのは、資金調達による企業負担が全く無いからである。

銀行借入であれば、元本に加えて金利を負担しなければならない。社債発行も同じだ。株式発行では金利負担はないものの、税引き後利益から配当するのが一般的だし、株券の所有者は株主として企業経営に参加する権利が与えられている。

しかし、I C O では、それに類する企業の負担がまったくない。お金をもらってそれでおしまいなのだ。

I C O の仕組みについて簡単に説明しよう。

企業が仮想通貨を発行して投資家に直接販売する。例えば、株式会社 A A A という会社が A A A Coin という仮想通貨を 1 unit 1 万円で 1000 ユニットを発行し、投資家に販売したとしよう。

この企業は 1000 万円の資金調達をしたことになる。投資家は仮想通貨取引所で売却することができる。しかし、金利を受け取ることもできなければ、配当を受

け取ることもできない。企業経営に参加することもできない。発行企業が仮想通貨を買い取ってくれるケースもあるようだが、買い取ってくれないケースもある。

ビットコインのように知名度の高い仮想通貨であれば、食事をしたり、電気製品を購入するのに使うこともできるが、知名度の低い仮想通貨であれば仮想通貨取引所で売却するしか方法がない。投資家の期待は値上がり益だけである。仮想通貨取引所が取引を止めたり、取引所での買い手がいなくなったら、その仮想通貨は全く価値がなくなってしまう。

ほとんど詐欺のような資金調達である。

しかし、よく考えてみよう。国家と中央銀行がグルになってやっている資金調達も全く同じスキームなのだ。国は国債を発行し、中央銀行は通貨を発行して国債を購入する。国と中央銀行を連結ベースで考えると、通貨を発行しているだけだ。

金利はゼロ、償還期限はなし。つまり永遠に返還されない債務である。物を買うしか価値に転換する方法がない。

I C O による資金調達が詐欺ならば、国によるお札の発行も詐欺ではないか。

I C O という究極の資金調達手法は、こんなことを教えてくれる。

書籍紹介

「ほんとうの憲法—戦後日本憲法学批判」

篠田英明（ちくま書籍）

吉田 達



安倍首相による9条改憲の動きは、首相の支持率低下によってペースダウンしたように見えるが、一方でこれがきっかけで様々な議論が生まれている。

首相の「自衛隊の存在を憲法上明記するために、現行の9条1項と2項は変更せずに残しながら、新たな条項を追加する」という提言については、

— 「9条2項に照らして自衛隊は違憲」という立場からは、まず論理的にありえないと言える。 ✓

— もし新たな条項を追加するとすると「1項／2項に拘らず～」という文言を入れざるを得ず、所謂”例外条項”となる。その時に、その条項で認められる自衛隊が安全保障法制改定後の”集团的自衛権行使の可能な”自衛隊だとすると、実質的に1項／2項の骨抜きになってしまうといった反論が可能である。

一方で、「現行憲法は戦力の存在を認めていないので、戦力統制に係る条項を用意していない。しかしながらPKO活動等の国際紛争解決の実態に照らすと、むしろ自衛隊は戦力だと明確に定義し、自衛隊員の権利保全を図った方がいい。つまり9条2項を改定して自衛隊を正式な戦力と認めた上で、その戦力の統制にかかる条項をきちんと憲法に書き込むべき。」という意見

も一定の力を持っている。この意見は、日本の平和をどのように確保するのか、国際平和の構築に向けて日本はどのような貢献をするべきか、という観点から述べられている点で、より本質的な意見であるとも言える。

いずれにせよ、一見耳障りの良い「安倍加憲」提案に対して自分の意見を持つために、新たな観点を提示してくれた本に出会ったので、ここでご紹介する。

著者の篠田英明・東京外大教授は、平和構築が専門の国際政治学者だ。その国際政治学者の目を見た時、今、日本で大勢を占めている日本国憲法の読み方はおかしいと、篠田氏は言う。それはもっぱら内向きな議論に終始し、現在の国際情勢や国際政

治の歴史からあまりにも乖離しているからだ。

例えば憲法9条も、何があっても平和を追求する姿勢を国民に求めているものと解釈されているが、篠田氏は9条を普通に読めば、その目的は「正義と秩序を基調とする国際平和の樹立」にあり、あくまでその手段として交戦権の放棄や軍事力の不保持が謳われていると読むのがより自然だと指摘する。

このように篠田氏は「原理と目的と手段」について拘る。そもそも日本国憲法の3大原理として、われわれが小学校の教科書で教わる国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の3つの柱は、誰がそれを日本国憲法の3大原理だと決めたのかも不明だ。憲法自体には3大原理などという言葉はどこにも出てこないからだ。

篠田氏は日本国憲法を普通に読めば、その最優先の原理が「国民の信託」にあることは明白だと言う。憲法はその前文で「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し・・・これは人類普遍の原理であり・・・」と記している。前文に明記されている大原則を無視して、誰かの解釈による3大原理なるものが一人歩きをしているのではないか。

平和構築が専門の氏は、特に3大原理の中に平和主義が含まれていることに不満を隠さない。平和というものはあくまで目的でなければならず、それ自体が原理ではあり得ない。平和を原理として掲げ、平和主義のお題目を繰り返せば自動的に平和が実現するのであれば、世界は何も苦勞などしない。

憲法の一大原理である国民と政府との間の「信託」によって、日本国民は政府に対し平和を最優先の目的として掲げるよう求めている。ということは、政府はその目的を達成するために、どのような手段を選択するかが常に問われていることになる。平和を実現するために本来は他にすべきことがあるが、憲法の平和主義原理のために「あれはできない、これはできない」などという話になるのは、全くもって本末転倒ではないか。

早い話が現在の日本の憲法解釈やその定説と言われるものには、東大を中心とした一部の憲法学者たちの価値判断が強く反映されており、われわれ一般国民はそれをやや無批判にファクトとして受け止めてきたのではないかというのが、篠田氏の基本的な疑問だ。

悲惨な戦争を経験した日本にとって、戦後間もない時期にそのような解釈が強く前面に押し出されたことには、一定の正当性があったかもしれない。また、世界における日本の存在が小さいうちは、国民がこぞって専門家まかせの憲法解釈に乗っかることも許されたのかもしれない。しかし、戦後復興を経て今や日本は世界有数の大国になり、国際情勢も憲法制定時の70年前とは激変している。

そうした中でもし日本がこれから本気で憲法改正の議論を始めるのであれば、まず憲法が長らく引きずってきた様々な予断や、強引で無理のある解釈をいったん横に置き、当時の時代背景などを念頭に置いた上で、あらためて日本国憲法のありのままの中身を再確認することには、重要な意味があるのではないか。

とりわけ、現行憲法は英語の原文を見ることで、憲法の原案を起草した当時のアメリカがどのような意図でそのような条文を書き込んだのかが、より鮮明になる。押し付け憲法論やそれをベースとする自主憲法制定論も結構だが、まずは現行憲法が何を謳っているかを正しく理解しなければ、議論の進めようがない。このように篠田氏は主張している。

近代以降の覇権国家としてのアメリカの立場や英米法の考え方から見れば、日本国憲法になぜそのような条文や表現が盛り込まれたのかが明らかになる。その点で篠田氏の本から学ぶことは多い（「国には交戦権という権利は有るけど日本には認めない、と言っているのではなく、そもそも交戦権という権利は無い」という説明も

新鮮だった）。

一方で私達は、理念では国際平和構築のリーダーであることを謳うアメリカが、実際は自分達の利権のために数々の悪行を働いていることも知っているのも、篠田氏の言うようにアメリカのリーダーシップを素直に信じることはできない。

篠田氏は端的に「日本が国際法を破って侵略行為を繰り返したため、日本に国際法を遵守させるために導入したのが日本国憲法だ。」と言い切るが、当時の状況の中でアメリカがそのような判断をして現憲法の条文を起草したことは認めた上で、それを日本人が自分達のものとして再定義して取り入れていけばいい。

そもそも日本人は、海外から優れたものを取り入れて自分達流に使いこなしていくことが得意なはずだから。



不動産の公有論

岡田 純

遺産には相続税がかかる。最近の法改正で年間死亡者数のうちに相続税が課税される件数は 4.4%から 8%へと約二倍となった。相続税の申告は今後ますます身近なものになるだろう。

遺産というのは具体的に言えば現金であり、預金であり、株券・国債といった有価証券であり、あとは土地・建物いわゆる不動産である。

遺族にとっては、現金や預金はもちろんうれしい。上場株もすぐにお金に換えられるのでやはりうれしい。

いちばん困るのは不動産である。

子どもが都会に働きに出て、結婚し、田舎に帰らない。田舎の両親が住んでいる今の家を将来どうするか。とにかく管理も大変だし、自分は住んでいないのに固定資産税もかかる。頭が痛い。面倒だからついほったらかしになる。相続後に所有者の名義を変える登記ももちろんしない。今現在持ち主がわからない土地の面積が九州の面積を超えているという衝撃のレポートも報告されている（『人口減少時代の土地問題（中公新書）』）。

こういうわけなので家や土地をだれかにあげたくなってくる。しかし国も地方自

治体も管理が面倒だからといういい加減な理由ではホイホイ不動産の寄付を受けはくれない。税金だって金銭での納付が大原則で物納は例外扱いだ。

NPO 法人や公益法人に寄付するという手もあるといえはる。森林保護をミッションとする団体に山林を寄付するのは合理的だ。一定の要件を満たせばそのような山林には相続税がかからない仕組みになっている。だが需要と供給がうまくマッチした遺産寄付の事例は少ない。やはり一般的には管理が大変なので不動産の寄付はあまり有難くない。

こういった状況を踏まえると、「所有権」

や「私有財産制」という当たり前に思ってきた権利についてちょっと考え方を考えていかないといけない時期にさしかかっているように思う。

亡くなった司馬遼太郎さんは「土地は公有にすべきだ」と主張していた。ただ彼の生きていた時代における土地公有論はサラリーマンが一生働いても土地を買うことが出来ないくらいに土地の値上がりがひどかったという状況があった。文脈は異なるが不動産については別の意味での公有論を検討する必要があるだろう。



編集後記

★今年の夏は、日本列島各地で天候が荒れましたね。関東では、暑さと寒さの差が半端なくて、空梅雨の後の夏真っ盛りでの長雨や台風の暴風雨で、我が家のベランダのゴーヤは8月のお盆前にすっかり枯れてしまった。しかし、近くの小学校でやっているキュウリの緑のカーテンはとても元気に育って実も大収穫。畑のミニトマトも同様に大収穫で、夏休みの間、子どもたちが毎日のように「収穫祭りタイム」を楽しめた。同じ江戸川区内でNPOの拠点になっている一軒家に設置したゴーヤの緑のカーテンも、すごく茂ってくれてゴーヤもたわわに実っている。なぜ、我が家のゴーヤはだめだったのか?! 同じベランダでも朝顔やオカワカメ、パッションフルーツは元気だから、たまたまゴーヤの苗が悪かった、ということにしておこう… 現在、また台風が近づいてきています。そんなこんな夏も終わろうとしておりますが、みなさま、いかがお過ごしでしたか?

★巻頭文で田中理事長が書いていますが、突然のめまいと吐き気で救急車で病院に!! って、ほんとにびっくりしましたぜ。岐阜県板取への沢登りツアーは、かれこれ15年くらい毎年行っていて、もはや里帰りのようになっているのですが、田中優氏、初欠場だったのでは? みんな心配してましたよ。大したことなく良かったです。私もいつまで沢登りができるだろうか。自分のやれること、やるべきことの整理を考える年になりました。わがふるさと板取の主要メンバーもそれなりに高齢者になっていたりするので(まあ、普通の高齢者とは言えないくらいの運動能力をお持ちの面々ですが…)、代替わりの話は出ていました。

未来バンク事業組合も、これからそんな議論を始めていきます。

(奈良)

未来バンク事業組合ニュース No.92 2017年9月

★編集・発行：未来バンク事業組合事務局

★連絡先 〒132-0033 江戸川区東小松川3-35-13-204

FAX：03-3654-9188 留守録専用：050-5534-3159

E-mail：mirai_bank@yahoo.co.jp URL：http://www.geocities.jp/mirai_bank